発議第1号

多可町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第6項及び第7項並びに多可町議会会議規則(平成17年議会規則第1号)第13条第3項の規定により提出します。

令和7年3月26日提出

提出者 多可町議会議会運営委員会 委員長 笹 倉 政 芳

多可町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

 令和
 年
 月
 日

 条例第
 号

多可町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

多可町議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年多可町条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「以下「情報公開条例」という。」を「第20条において「情報公開条例」という。」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第12条第5項」を「この条(この項)」に、「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

多可町議会の個人情報の保護に関する条例の新旧対照表

玥 行 孕 正 (定義) (定義) 第2条 (略) 第2条 (略) 2 • 3 (略) 2 • 3 (略) 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章か 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章か ら第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得 ら第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得 した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有してい した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有してい るものをいう。ただし、多可町情報公開条例(平成17年多可町条例第10号。以下 るものをいう。ただし、多可町情報公開条例(平成17年多可町条例第10号。第20 「情報公開条例」という。) 第2条2項に規定する公文書(以下「公 条において「情報公開条例」という。)第2条2項に規定する公文書(以下「公 文書」という。) に記録されているものに限る。 文書」という。) に記録されているものに限る。 5~9 (略) 5~9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下 するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。第12条第5項にお 「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 いて「番号利用法」という。)第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 11~13 (略) 11~13 (略) (利用及び提供の制限) (利用及び提供の制限) 第12条 (略) 第12条 (略) $2 \sim 4$ (略) $2 \sim 4$ (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで の規定 は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの 規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 (略) (略) 第38条第1項第1号 又は第12条第1項及び第一第12条第5項 の規定 第38条第1項第1号 又は第12条第1項及び第一この条(この項)の規定 により読み替えて適用す 2項の規定に違反して利 により読み替えて適用す 2項の規定に違反して利 | る同条第1項及び第2項 用されているとき 用されているとき る同条第1項及び第2項 (第1号に係る部分に限 (第1号に係る部分に限 る。) の規定に違反して る。)の規定に違反して 利用されているとき、番 利用されているとき、番

現	行	改	正
	号利用法第20条の規定に 違反して収集され、若し くは保管されていると き、又は番号利用法第29 条の規定に違反して作成 された特定個人情報ファ イル(番号利用法 <u>第2条</u> 第9項に規定する特定個 人情報ファイルをい う。)に記録されている とき		号利用法第20条の規定に 違反して収集され、若し くは保管されていると き、又は番号利用法第29 条の規定に違反して作成 された特定個人情報ファ イル(番号利用法 <u>第2条</u> 第10項に規定する特定個 人情報ファイルをい う。)に記録されている とき
(略)		(略)	

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(<u>以</u>下 「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。
 - $(1)\sim(9)$ (略)
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>又は報酬、福利厚生</u> に関する事項<u>その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの

イ~キ (略)

(2) • (3) (略)

3 (略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(<u>第</u>3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

 $(1)\sim(9)$ (略)

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>若しくは報酬</u> 若しくは福利厚生に関する事項又は これらに準ずる事項を記録するもの

イ~キ (略)

(2) • (3) (略)

3 (略)

現 行	改正	
(開示請求権) 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。	(開示請求権) 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、	
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第27条 (略) 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下この章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。(1)・(2) (略) 3 (略)	(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第27条 (略) 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が気める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。(1)・(2) (略) 3 (略)	
(訂正請求権) 第31条 (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下 <u>この章及び第48</u> <u>条において</u> 「訂正請求」という。)をすることができる。 3 (略)	(訂正請求権) 第31条 (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下	
(訂正請求の手続) 第32条 (略) 2 (略) 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下 <u>この章において</u> 「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、	(訂正請求の手続) 第32条 (略) 2 (略) 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者 (以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、	

その補正を求めることができる。

_____ その補正を求めることができる。 現

行

孕

ΤĒ

(利用停止請求権)

- 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
 (1)・(2) (略)
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下<u>この章及び</u> 第48条において「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求 をした者(以下<u>この章において</u>「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期 間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下______「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下______ 「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手続)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求 をした者(以下_____「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前章</u> (第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定<u>に資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。